平成２２年（フ）第６７１号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目2554番地16
債務者　須田　信明
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７４号
栃木県那須郡那珂川町大山田下郷50番地、前住所栃木県宇都宮市今宮１丁目20番３号　朝日コーポ303
債務者　風間　元樹
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７７号
栃木県真岡市荒町222―１　レジデンス旭Ｅ号、住民票上の住所茨城県筑西市野殿1172番地５
債務者　鉄炮塚吉巳
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７９号
栃木県宇都宮市鶴田町1523番地　コンフォードヴィラⅠ105号室
債務者　須佐　　学
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８０号
栃木県宇都宮市鶴田町1523番地　コンフォードヴィラⅠ105号室
債務者　須佐　知美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５９９号
横浜市神奈川区西大口53番地３　レラーブル大口301号
債務者　中川　修一
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９２号
愛知県安城市井杭山町高見７番地７　メゾン高見103
債務者　岩間　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６５号
愛知県豊田市美里４丁目２番地29　アメニティ21―201号
債務者　水野　貴安
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
栃木県宇都宮市細谷町230番地　細谷市営住宅１号棟302号室
債務者　熊川　邦英
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８１号
栃木県栃木市都賀町大柿653番地２
債務者　直井八重子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８４号
栃木県宇都宮市陽東４丁目７番17号
債務者　鹿山　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３１９号
横浜市南区六ツ川４丁目1145番地34
債務者　福山　嘉明
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７号
沖縄県宜野湾市宜野湾３丁目６番２―201号　コーポ蔵
債務者　宮川　夏希
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１７７号
沖縄県沖縄市字桃原310番地３　レジデンスカアナパリ205号
債務者　山田　英樹
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２１４３号
神奈川県大和市上草柳９丁目１番10号　県営鶴間タウンハウス13―２
債務者　野崎　広美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部